特定歴史公文書の写しの交付に係る費用について(案)

1 徴収方法、額について

特定歴史公文書の写しの交付は、公文書の写しの交付を行う情報公開制度と類似の制度であることから、特定歴史公文書の写しの交付に係る費用については情報公開制度と同様に手数料として徴収することとし、手数料額も情報公開制度と同額とする。

《手数料とすることのメリット》

利用者はキャッシュレス納付をすることが可能

- 手数料としない場合、キャッシュレス納付は不可
- ・キャッシュレス納付ができない場合は金融機関で納付することになるが、納付 可能な金融機関は県内には多数あるものの、県外では限られており不便
- ※ 公文書管理条例制定都県で、費用を「手数料」として徴収している都県はないが、国立公文書館は費用を「手数料」として徴収している。

2 手数料額(情報公開制度と同じ)

交付の方法	金額	公文書管理条例制 定13都県の状況
用紙(A3判以下の大きさに限る。)に複写	用紙1枚につき	全ての都県で
機により白黒で複写され、又は出力したも	10円	10円
のの交付		
用紙(A3判以下の大きさに限る。)に複写	用紙1枚につき	20円:4都県
機によりカラーで複写され、又は出力した	20円	30円:2県
ものの交付		40円:2県
		50円:4県
		60円:1県
光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281	1枚につき	全ての都県で設定
に適合する直径 120 ミリメートルの光ディ	40円	最低:「30円」
スクの再生装置で再生することが可能な		最高:「300円」
ものに限る。)に複写したものを交付		平均:「128円」
上記に掲げる方法以外の方法により交付	実費に相当する額	
(例)・DVD-R に複写 等		

(備考) 用紙の両面に複写し、又は出力したものを交付する場合の手数料は、片面を 1枚として算定

※ <u>公文書管理条例制定都県では、特定歴史公文書の写しの交付費用と情報公開制</u>度の写しの交付費用は同額としている。

3 手数料設定時期について

文書館利用者に手数料額について周知する期間を確保するため、公文書等管理条例(案) と同様に、<u>令和5年2月議会で使用料手数料条例を改正</u>して特定歴史公文書の写しの交 付に係る手数料を規定し、令和6年4月1日から施行する。